

**【お知らせ】車検証の電子化に伴う有料道路における障がい者割引制度の申請について(変更)**

2023(令和5)年1月4日より開始される「車検証の電子化」に伴い、有料道路における障がい者割引の申請について、変更がありますのでお知らせします。

**【概要】**

- ・2023年1月から開始(軽自動車は 2024 年1月から予定)される車検証の電子化(A4サイズ紙からICタグ入り変形A6サイズに変更)に伴い、自動車の「所有者の氏名又は名称」に関する情報の券面での表示は廃止され、IC タグに電子的に記録されます。
- ・ご利用になる車両を障がい者割引に登録するにあたり、市区町村の福祉担当窓口では、車検証等の「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」を確認しておりますが、電子車検証には「所有者の氏名又は名称」の記載がないことから、来年1月以降は券面印字の確認に加え IC タグの記録情報を電子的に閲覧し、確認いたします。
- ・電子車検証の概要は、国土交通省HPをご覧ください。

(参考)国土交通省電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

**【確認方法の変更】**

市区町村の福祉担当窓口でのお手続きの際には、以下の点について、ご理解ご協力をお願いいたします。

- ①申請者(代理人含む)は、電子車検証の原本の提示をお願いいたします。
- ②申請者が保有する電子機器で読み取った車検証情報を閲覧し、確認いたします。  
なお、市区町村が保有する電子機器により車検証情報を閲覧できる場合がありますので、事前にお手続きされる市区町村の福祉担当窓口にご確認をお願いします。  
また、車検証電子化から最低 3 年間は、国が電子車検証を交付すると同時に、従来の車検証と同等の情報が記載されている「自動車検査証記録事項」を汎用紙に印字し発行する方針であるため、発行された「自動車検査証記録事項」により確認することも可能です。
- ③やむを得ない事由等により電子車検証の原本提示ができない場合は、電子車検証の記録内容をA4汎用紙等に印刷した「自動車検査証記録事項」をご持参ください。